年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

2 件

国民年金関係 2件

函館国民年金 事案 286

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和25年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から52年3月まで

年金の記録が届き、納付していた期間の記録がないことに気が付いた。 実家は自営業で、両親は国民年金保険料を集金人に納付していた。

私の国民年金加入手続は、昭和 46 年 4 月頃父が行い、申立期間当時の国民年金保険料は、私がお小遣いや給料の中から母に渡し、集金人に一緒に納付してもらっていたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続や保険料納付を行っていたとする申立人の両親からは話を聞くことができないため、当時の状況について詳細が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年10月に払い出されていることが払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その加入手続時点で、申立期間のうち50年6月以前の期間は時効により納付できない期間である上、申立期間に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている申立 人の弟の国民年金保険料も、申立人と同様に昭和 52 年4月からの納付と なっている。

加えて、申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

函館国民年金 事案 287

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年12月から56年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和35年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年12月から56年12月まで

私は、母親から国民年金の加入を勧められたため、昭和 55 年 12 月頃 に国民年金の加入手続を行い、実家の近くにあるA商店で国民年金保険 料を納付していた。

申立期間については、長男の出産前後の期間であるため、国民年金保 険料を納付したことをはっきりと覚えているのにもかかわらず、未納と されていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は昭和55年12月頃に国民年金の加入手続を行い、同年12月から56年12月までの期間において、国民年金保険料を納付していた。」と供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人とその前後の手帳記号番号の資格記録や納付記録の状況等により、60年8月頃に払い出されたものと推認でき、当該番号払出時点において、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、「私が国民年金保険料を納付していたA商店の関係者及び近隣住民には照会しないでほしい。」と供述している上、B市に照会したところ、「納付組織による保険料の徴収方法等の詳しい状況は、当時の資料が無く不明である。」と回答を得ていることから、申立人の申立期間における保険料の納付状況等の詳細は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。